# 

令和 6年 6月 21日

役職	氏 名	備考
理事	広井 茂道	
理事	目黒 恵子	
理事	高橋 ハツエ	
理事	町田 正彦	
理事	田辺 玲子	
理事	中島 弥恵子	
監事	五傳木 功	
監事	五十嵐 俊行	

事務局

五十嵐 裕子 廣井 悠人 理事6名 監事2名 主任保育士 副主任保育士

# 社会福祉法人鎧郷保育園 評議員一覧

令和6年 6月21日 (敬称略)

	氏 名	要件	地区
1	樋浦 教願	学識経験者	
2	高橋 信	下山自治会長	
3	飯田 喜作	民生児童委員	
4	赤川 弘毅	民生児童委員	
5	高井 文代	前民生児童委員	
6	本田 潤一	元わかば会長	
7	高橋真由美	前わかば会長	

事務局 中島弥恵子·廣井悠人

## 社会福祉法人鎧郷保育園 評議員・役員報酬規則

- 第1条 この規則は、社会福祉法人鎧郷保育園(以下「当法人」という。) 定款 第八条の評議員・役員の報酬について特に定める。
- 第2条 当法人評議員・役員(理事・評議員選任・解任委員)の報酬は無報酬と する。
- 2 会議の時間が30分を超える場合は茶菓子並びに食事(お弁当)を提供することが出来る。
- 第3条 会計幹事は会計監査にあたり1時間当たり1000円を支給するものとする。
- 第4条 評議員・役員の研修参加に際しては交通費等実費を支給できる。

附 則 この規則は平成29年4月1日から施行する 平成30年6月15日評議員会において決議する

# 社会福祉法人 鎧郷保育園

# 役員・嘱託員旅費・費用弁償規程

## (目的及び適用範囲)

第1条 この規定は職務のため旅行並びに会議に出席する役員並びに嘱託員に 対し支給する旅費並びに費用の弁償にに関する事項を定めることを目 的とする。

## (旅行命令)

第2条 前条の旅行並びに会議出席は、理事長または、その委任を受けたものの 発する旅行命令並びに会議案内によって行われなければならない。 (別紙様式1)

### (旅費の区分)

第3条 旅費は次の区分による 車船賃、航空賃、宿泊料

#### (旅費の計算)

第4条 旅費は最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の旅費によって計算する。

#### (車船賃)

第5条 車船賃は鉄道賃、船賃、車賃に区分する。

2 鉄道賃、船賃

乗車船に要する普通運賃の実費並びに特急・超特急料金を支給する。 ただし特急料金・超特急料金は片道50キロメートル以上の旅行に際し て適用する。

3 バス、高速バスの利用を基本とし実費を支給する。

やむをえない場合タクシーの実費を支給する。

自分で運転する場合は公用車を使用する。

自家用車の使用は旅行頻度の高い理事長に限り、その際の運行に要した 費用の実費を支給する。

ただし、やむを得ない場合に限り理事長の許可を得た役職員にも適用することができる。

#### (航空賃)

第6条 鉄道、船舶による旅行に比し合理的かつ経済的と認められる場合に限り 航空賃を支給する。

#### (宿泊料)

第7条 宿泊料の額は合理的かつ経済的な範囲の実費とする。

ただし、研修会等宿泊が用意されたものの場合はその斡旋に従う。

### (費用弁償)

第8条 理事会・法人監査会出席に限り費用の弁償をするものとする。ただし この場合は旅費の支払い対象としない。細則を以下に掲げる。

#### (復命書の提出)

第9条 役員並びに嘱託員が出張した場合には当該旅行完了後1週間以内に復 命書を提出しなければならない。(別紙様式2)

### (復命書提出の例外事項)

- 第10条 前条の規定に関わらず次に定める場合に限って復命書の提出を省く ことができる。
  - 1 当法人の理事会並びに会計監査会
  - 2 片道1時間以内の地域で行われる研修会 (例 新潟県社会福祉協議会主催苦情解決第三者委員研修会等)
  - 3 その他理事会で認めた研修会並びに交流会

#### 細 則

### 第8条 細則

- 1 理事会出席者への費用弁償は開催時間により弁当・茶菓子を支給することとする。
- 2 法人監査会については監査を行う監事に対して当該監査終了後
  - 3,000円程度を実費として支払うものとする。

## 附 則

- この規程は平成26年4月1日から施行する
- この規程は平成29年1月1日から施行する